遠藤委員 提出資料

周囲のたばこ環境及び行われている受動喫煙防止対策について

- ・灰皿設置場所以外の大学施設内は全面禁煙
- ・灰皿設置場所の漸次縮小
- •キャンパスインフォメーションによる学生への啓蒙活動
- ・健康管理センターによる禁煙相談(随時)

など

受動喫煙防止対策を進める上で生じている問題点について

- ・全般的に着実に効果をあげつつあるが、マナー違反者がなくならないことも事実
- マナー違反者への対処方法にいろいろな意見があり、解決策がみいだされていない。

(たばこ対策全般について)

- ・タール、ニコチンの量以外、たばこ煙中の有害物質に関する公的な毒性試験がない
- ・分煙効果判定基準策定検討会報告(平成 14 年 6 月)から6 年が経過しているが、フォローアップはあるのか?

問題点の解決方法について

・マナー違反者にその他のルール違反(自転車・バイク通学には毎年更新の登録制度があるが未登録の者がいる、など)の傾向が認められるので、駐車場に新たなポスター掲示を行い、駐車場の係員が中心となって、指導強化を行っている

(たばこ対策全般)

- 厚生労働省として、独自にたばこ煙中の有害物質に関する毒性試験を義務付ける
- 分煙効果判定基準の更新
- ・副流煙 ISO 等新しい国際基準について検討する